

土管第213号
平成25年3月29日

土木部各課長
各出先機関の長 様

土木管理課長

工事中道路の構造および舗装構成について

工事中道路を設計する際には、「土木工事 仮設計画ガイドブック（Ⅱ）」等、最新の指針や基準書等を使用することとし、以下については、福井県土木部として統一の考え方を示したので通知します。

記

- 1 工事中道路の構造および舗装構成
 - 1) 工事中道路は、舗装（A s、C o）しないことを標準とする。
 - 2) 周辺道路への泥土の持ち出し防止対策、防塵対策等の理由により舗装する必要がある場合には、必要理由を整理し、目的に応じて舗装構成を決定する。
 - 3) 防塵対策程度の場合は、路盤工のみ施工することを原則とする。
路盤材は、トンネル掘削ズリ等の現地流用土の利用、または再生クラッシャーラン（t=10 cm）を標準とする。
 - 4) 防塵・騒音・振動対策としてA s舗装まで施工する場合は、路盤工の上に再生密粒度A s（t=5 cm）を標準とする。
 - 5) 縦断勾配 15%程度で仮舗装が必要な場合は、路盤工の上にC o舗装（t=15 cm＋金網φ6mm×150mm 角）を標準とし、滑り止めとして表面仕上（亀の子、ほうき掃き等）を行うものとする。

(担 当)

土木管理課 技術管理 G
内線 3312